

平成 2 6 年

上尾市教育委員会 1 0 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第49号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定に係る意見の申出について----- 1
- 議案第50号 上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱・任命について--- 2
- 議案第51号 上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正
する規則の制定について----- 4
- 議案第52号 いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命について--- 6

議案第49号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成26年10月23日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年上尾市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げに準じて教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第50号

上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱・任命について

上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱・任命する。

平成26年10月23日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 委嘱 [任期：平成26年11月1日から平成28年10月31日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
おおむろ ひさし 大室 尚	上尾市柏座 在住	上尾市議会議員	再任
まちだ こう 町田 ^け 皇 介	上尾市緑丘 在住	上尾市議会議員	再任
みちした ふみお 道下 文男	上尾市中妻 在住	上尾市議会議員	再任
とおやま まさひろ 遠山 正博	上尾市二ツ宮 在住	上尾市体育協会副会長	再任
わたなべ きょうこ 渡邊 恭子	上尾市仲町 在住	上尾市体育協会副会長	再任
なかむら せい 中村 ^じ 清 治	上尾市浅間台 在住	上尾市体育協会理事長	再任
くりた ひさし 栗田 尚	上尾市原市 在住	上尾市スポーツ推進委員 連絡協議会会長	新任
ただくま 只 ^り 限 ^や 伸也	大東文化大学 勤務	大東文化大学スポーツ・ 健康科学部准教授	再任
おがわ きよし 小川 清	上尾市浅間台 在住	上尾市グラウンド・ ゴルフ連盟会長	再任
はやし さだ 林 ^{つぐ} 貞 次	上尾市上町 在住	上尾市剣道連盟会長	再任
むらたきよた 村田喜代汰	上尾市大字平方 在住	上尾市スポーツ少年団本部長	再任
やじま みちお 矢島 通夫	上尾市大字小敷谷 在住	上尾市陸上競技協会会長	再任
いとう さちえ 伊藤 幸恵	上尾市東町 在住	上尾市家庭婦人バレーボール 連盟副会長	新任

2 任命 [任期：平成26年11月1日から平成28年10月31日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
おおつか 大塚 <small>あきら</small> 明	上尾市立大石南小学校 勤務	上尾市小学校体育連盟会長	再任
もりい 森井 <small>てつお</small> 哲夫	上尾市立南中学校 勤務	上尾市中学校体育連盟会長	再任

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会委員の任期が平成26年10月31日で満了することに伴い、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和51年上尾市条例

第30号) 第4条の規定により、新たに委嘱・任命したいので、この案を提出する。

議案第 5 1 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 3 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の表上平小の項中「久保と西門前及び南（市道第 3 0 2 8 4 号線北側、市道 1 0 2 1 号線東側）」を「久保（2 7 5 番地から 2 7 9 番地まで、2 8 4 番地、2 9 2 番地から 3 0 7 番地まで、3 1 0 番地から 4 1 4 番地まで）、西門前（3 1 6 番地から 6 3 8 番地まで、7 5 4 番地から 7 8 5 番地まで）、南（5 6 5 番地を除く。）」に改め、「菅谷一丁目（8 3 番地から 8 7 番地までを除く。）」の次に「、上平中央二丁目（2 6 番地から 2 8 番地まで、3 3 番地から 3 5 番地まで、3 6 番地 1、3 6 番地 1 0 から 3 6 番地 1 4 まで）、上平中央三丁目（2 6 番地から 4 4 番地まで）」を加え、同表尾山台小の項中「（別図 1）」を「（別図）」に改め、同表東小の項中「（田向を除く。）」を削り、「上尾宿」の次に「、西門前（7 8 6 番地、7 8 7 番地）、南（5 6 5 番地）」を加え、同表原市南小の項中「（別図 1）」を「（別図）」に改め、同表芝川小の項中「、上尾村（田向、1 6 1 2 番地）」を削り、「久保と西門前及び南（市道第 3 0 2 8 4 号線南側、市道第 1 0 2 1 号線西側及び東側の一部（別図 2））」を「久保（1 番地から 2 7 4 番地まで、2 8 0 番地から 2 8 3 番地まで、2 8 5 番地から 2 9 1 番地まで、3 0 8 番地、3 0 9 番地）、西門前（1 番地から 3 1 5 番地まで、6 3 9 番地から 7 2 9 番地まで、7 5 3 番地）、上平中央一丁目、上平中央二丁目（1 番地から 2 5 番地まで、2 9 番地から 3 2 番地まで、3 6 番地 2 から 3 6 番地 9 まで、3 7 番地）、上平中央三丁目（1 番地から 2 5 番地まで）」に改める。

別表第1中学校の表上平中の項中「上尾村1612番地、」を削り、「西門前」の次に「(753番地を除く。)、上平中央一丁目、上平中央二丁目、上平中央三丁目」を加え、「南」を削り、同表東中の項中「本町六丁目」の次に「西門前(753番地)」を加え「上尾村(田向)」を削る。

別図2を削り、別図1を別図とする。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

提案理由

平成26年11月1日付けで大字久保、大字西門前、大字南における町名地番が変更となることに伴い、関係する上尾市立小・中学校の学区を修正するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 5 2 号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱・任命について
上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員に下記の者を委嘱・任命する。

平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

1 委嘱〔任期：平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで〕

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
いそだ なおみ 磯田 尚美	埼玉県中央児童相談所 勤務	虐待・相談担当課長	委員
ほそきはら まさよし 細木 原 政義	上尾警察署 勤務	生活安全課長	委員
むらた きよた 村田 喜代汰	上尾市平方 在住	上尾市青少年育成連合会長	委員
はまの ひでひこ □ 野 秀 □	上尾市平方 在住	上尾市区長会連合会長	委員
みすみ ゆきお 三角 幸生	上尾市上町 在住	上尾市 P T A 連合会長 (中央小 P T A 会長)	委員

2 任命〔任期：平成27年3月31日まで〕

氏名	住所等	役職名等	備考
こばやし かつ や 小林 克哉	上尾市役所総務部 勤務	総務課長	委員
はせべ やよい 長谷部 弥生	上尾市役所子ども未来部 勤務	子ども・若者相談センター 所長	委員
ほりぐち しんいち 堀口 慎一	上尾市役所子ども未来部 勤務	青少年課長	委員
いしい ひさお 石井 久夫	上尾市役所子ども未来部 勤務	少年愛護センター所長	委員
おおむろ けんじ 大室 賢司	上尾市役所市民生活部 勤務	人権男女共同参画課長	委員
むかい しょういち 向井 祥一	上尾市立大石南中学校 勤務	上尾市生徒指導推進協議会長 (大石南中学校長)	委員
わたなべ やすお 渡邊 靖夫	上尾市立上尾小学校 勤務	上尾市小学校長会長 (上尾小学校長)	委員
かきざき のぼる 柿崎 登	上尾市立西中学校 勤務	上尾市中学校長会長 (西中学校長)	委員

提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾市条例第24号）第5条及び上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則（平成26年上尾市教育委員会規則第17号）第2条の規定により、上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員として委嘱・任命したいので、この案を提出する。